

第14回 定時株主総会のご案内

開催日時

2023年3月24日(金曜日)

午前10時 受付開始 午前9時15分

開催場所

サントリーホール 大ホール

東京都港区赤坂一丁目13番1号

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く。)

6名選任の件

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

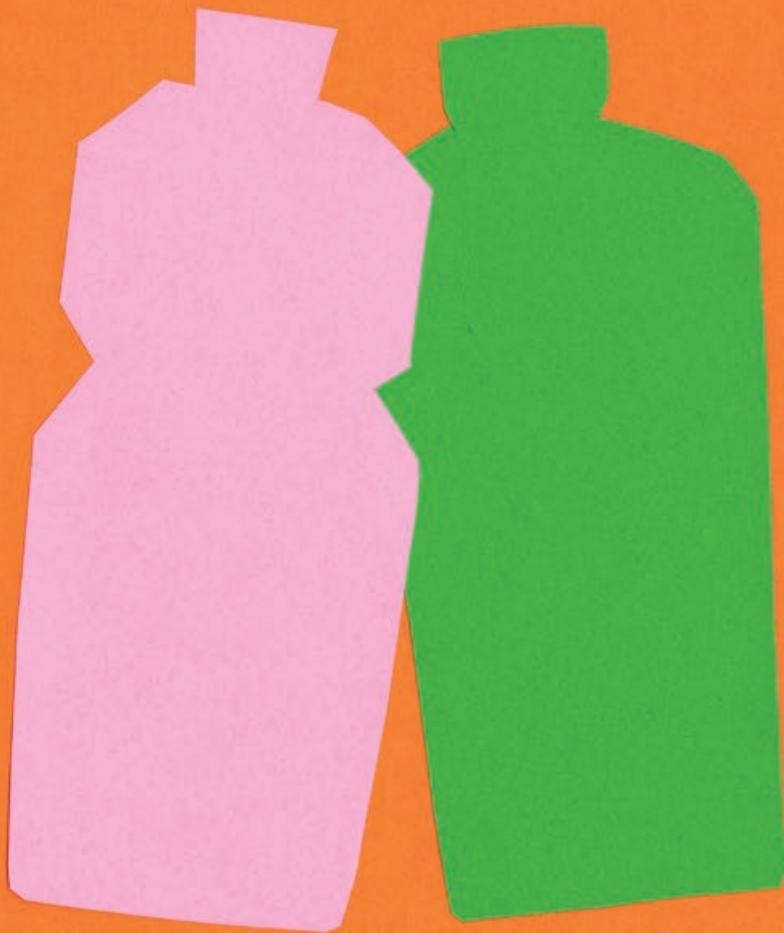
第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

- ご来場株主様へのお土産のご提供はございません。
- 本総会終了後、引き続き会場にて、ミニコンサートの開催を予定しております。

SUNTORY
SUNTORY BEVERAGE & FOOD

人間の^{いのち}生命の輝きをめざして



Promise / 社会との約束

水と生きる Mizu To Ikiru

水は、地球上のすべての生命の源です。
「水と生きる」を掲げる会社として、
自然を大切にし、社会を潤し、
そして新たな挑戦を続けることを
約束します。

Vision

お客さまとともに
新たなおいしさ、
健やかさ、楽しさを創造し続け
それぞれの市場で最も愛される会社
となることを目指します

サントリー食品インターナショナル株式会社

代表取締役社長

齋藤和弘



株主の皆様へ

「たゆみない事業構造の進化で、 更にグローバルな攻勢へ」

2022年は、新型コロナウイルス感染症の影響が一旦落ち着き、世界的な需要回復が見られた一方で、不安定な世界情勢、原材料・エネルギー市況の高騰や急激な円安によるコスト悪化等、取り巻く事業環境は引き続き非常に厳しい1年でした。

その中でも徹底的にコアブランドに活動を集中し、過去最高の売上収益を達成するとともに、国内外での価格改定、生産性の向上やコスト削減活動を強化、経営構造の合理化も進め、この未曾有の危機に立ち向かってまいりました。

お客様のライフスタイルや嗜好の変化を捉え、世代を超えて愛されるブランドをグローバルで消費者にお届けするため、コアブランドイノベーションを継続してブランド価値の向上を図りました。加えて、グローバルで持つ

ノウハウを横断で展開するセンターオブエクセレンスとそれを支えるためのDX等、事業基盤強化への積極的な投資も行いました。

2023年も不確実性の高い事業環境が続く見通しですが、コアブランドイノベーション、エンドレスな事業構造改革の進化、そして将来に向けた積極的な成長投資に力点を置き、グローバルで更に攻勢をかけてまいります。

当社が重点を置くサステナビリティ活動にも積極投資いたします。プラスチックの効率的な再資源化、温室効果ガス排出量の削減、水資源の保全と活用に向けて、グループ一丸となって業界をリードすべく積極的に取り組んでまいります。

今後とも、株主の皆様の変わらぬご支援とご指導を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

株主の皆様へ

発行日 2023年3月2日
電子提供措置の開始日 2023年2月24日
東京都港区芝浦三丁目1番1号

サントリー食品インターナショナル株式会社

代表取締役社長 齋藤和弘

第14回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本総会につきましては、新型コロナウイルス感染症への適切な感染防止策を実施させていただいた上で開催させていただきます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.suntory.co.jp/softdrink/ir/stock/meeting.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択の上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、株主様の利便性に鑑み、電子提供措置事項のうち、特に重要な事項につきましては、書面にてお送りさせていただいております。（書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を書面にてお送りさせていただいております。）

当日ご出席願えない場合は、郵送又はインターネット等により議決権を行使することもできますので、**2023年3月23日（木曜日）午後5時30分まで**に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

また、本総会の模様につきましては、ライブ配信によりご覧いただけます。ライブ配信では、議決権の行使及びご質問を行うことはできませんが、ご理解の程、お願い申し上げます。



株主総会への
出席による
議決権の行使

詳細は5ページ



郵送による
議決権の行使

詳細は5ページ



インターネット
等による
議決権の行使

詳細は6ページ

敬具

記

1	開催日時	2023年3月24日（金曜日）午前10時
2	開催場所	東京都港区赤坂一丁目13番1号 サントリーホール 大ホール
3	目的事項	
	報告事項	1. 第14期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第14期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
	決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以上

- 電子提供措置事項のうち、次の事項は、法令及び定款に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。なお、これらの事項は、監査等委員会が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。
 - ・ 事業報告の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
 - ・ 連結計算書類の連結持分変動計算書、連結注記表
 - ・ 計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

ミニコンサート開催のご案内

本総会終了後、引き続き会場にて、株主の皆様へチェリスト新倉瞳さんによる15分程度のミニコンサートを開催させていただきます。この機会に、是非サントリーホールにお越しください。

なお、やむを得ない事情により、残念ながら、ミニコンサートの開催を中止させていただく場合もございます。開催内容の変更等、株主の皆様にお知らせすべき事項が発生した場合には、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。ご理解の程、よろしくお願いいたします。

※ミニコンサートは、株主の皆様へのライブ配信も予定しております。

議決権行使方法のご案内



株主総会への出席による議決権の行使

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2023年3月24日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時15分）

場所 東京都港区赤坂一丁目13番1号
サントリーホール 大ホール

末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。

- 議決権行使書用紙をご持参いただきましても、株主ではない代理人又は同伴の方等、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご理解の程、お願い申し上げます。



郵送による議決権の行使

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2023年3月23日（木曜日）午後5時30分到着分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書		議決権行使票数				お 願 い	
議決権行使者	株主番号	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	1. 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙にご賛否をご表示いただき、2023年3月23日午後5時30分までに投函する必要があります。	
サントリー食品インターナショナル株式会社 御中		賛成	賛成	賛成	賛成	2. 第2号議案および第3号議案の賛否をご表示の際は、一部の候補者ごとの賛否を区別して表示される場合は、「株主総会投票書用紙」に記載の氏名候補者の番号をご記入ください。	
私は、2023年3月24日開催の株主総会、14時開会後（開会、開会後（株主総会）における各議案につき、右記（賛否を〇印で表示）のとおりに議決権を行使します。	2023年 3月 日	否	否	否	否	3. 賛否のご表示は、青色のボールペンにより、はきりと正確にご記入ください。	
※議決権ごとの賛否の表示がない場合は、賛否の両方ともご記入できません。						4. 議決権をインターネットで行使される場合は、下のQRコードをスマートフォンで読み取ると、画面下部のエリアで入力したアクセスIDと2023年3月23日午後5時30分までにこの用紙から、この場合、議決権行使書を送信される必要はありません。	
サントリー食品インターナショナル株式会社						見本 ご参照ください	

▶ こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1、4号議案

賛成の場合 | 「賛」の欄に〇印

否認する場合 | 「否」の欄に〇印

第2、3号議案

全員賛成の場合 | 「賛」の欄に〇印

全員否認する場合 | 「否」の欄に〇印

一部の候補者を否認する場合 | 「賛」の欄に〇印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

【議決権の行使のお取り扱いについて】

議決権行使書用紙において、議案につき賛否のご表示のない場合は、「賛」の意思表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。



インターネット等による議決権の行使

行使期限 2023年3月23日（木曜日）午後5時30分入力分まで

①QRコード®を読み取る方法（スマート行使）

議決権行使コード及びパスワードを入力することなくスマートフォンから議決権行使ができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。
- 2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが下記②に従って、再度議決権行使をお願いいたします。QRコードを再度読み取っていただくと、②の議決権行使ウェブサイトへ移動します。

②議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。
- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「次へすすむ」をクリック



「ログイン」をクリック



「パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※プロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

パソコン・スマートフォン・携帯電話の
操作方法に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
フリーダイヤル **0120-652-031** (受付時間 午前9時～午後9時)

- インターネット等と郵送の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネット等により、複数回議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当社の配当方針に基づき、業績の状況及び経営環境等を勘案し、次のとおり、当社普通株式1株につき41円といたしたく存じます。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金39円を含め、1株につき80円となります。

1	配当財産の種類 金銭
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金41円 総額12,668,995,039円
3	剰余金の配当が効力を生じる日 2023年3月27日

(ご参考)

当社の配当政策

当社は、持続的な利益成長と企業価値向上につながる戦略的投資及び設備投資を優先的に実行することが、株主の利益に資すると考えております。加えて、株主の皆様への適切な利益還元についても経営における最重要課題の一つとして認識し、安定的な配当の維持と将来に備えた内部留保の充実を念頭におき、業績、今後の資金需要等を総合的に勘案した利益還元に努めてまいります。

具体的には、親会社の所有者に帰属する当期利益に対する連結配当性向30%以上を目安に、利益成長による安定的な増配を目指すとともに、中長期的には資金需要や利益成長等の状況によって、配当性向の向上を図ることも検討いたします。

年間配当金・配当性向(連結)の推移



第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）6名全員が任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきまして、監査等委員会は、各候補者とも当社の取締役として、妥当であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位 他の会社における地位等	取締役会 出席回数
1 新任	 小野 真紀子	専務執行役員	—
2 再任	 Shekhar Mundlay	取締役副社長 SBF COO、SBFインターナショナル CEO	13回／13回
3 新任	 内 貴 八 郎	専務執行役員 SBFジャパン社長	—
4 再任	 Peter Harding	取締役 SBFヨーロッパ CEO	13回／13回
5 新任	 宮 森 洋	サントリーホールディングス株式会社執行役員	—
6 再任	 井 上 ゆかり	社外 独立 社外取締役 日本ケロッグ合同会社代表職務執行者社長	12回／13回

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、全ての取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「会社員の状況」の「取締役の氏名等」に記載のとおりです。各候補者が取締役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
3. 上記の取締役会出席回数に記載の回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

候補者番号

1

お の ま き こ
小野 真紀子

1960年3月16日生

新任



所有する
当社株式の数 800株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1982年 4月	サントリー株式会社入社	2017年 4月	当社常務執行役員
2009年 4月	サントリー酒類株式会社(現サントリー株式会社) 海外事業部部長	2017年 4月	当社管理本部副本部長、 グローバルコーポレートコミュニケーション部長
2010年 4月	同社執行役員	2019年 4月	当社コーポレートマネジメント本部副本部長、 グローバルHR部長、 法務・リスクマネジメント部担当
2010年 4月	同社海外事業部副事業部長	2020年 1月	Orangina Suntory France (現サントリー食品フランス) CEO
2011年 1月	サントリーホールディングス株式会社 ロンドン支店長	2022年 1月	サントリーホールディングス株式会社 常務執行役員
2013年 4月	当社執行役員	2022年 1月	同社サステナビリティ経営推進本部長
2013年 4月	当社国際事業部副事業部長	2023年 1月	当社専務執行役員 (現任)
2014年 4月	当社経営企画部長、戦略開発部長		
2015年 9月	サントリーホールディングス株式会社 グローバル人事部長		
2016年 4月	同社執行役員		
2016年 4月	同社人材開発本部長、グローバル人事部長		

重要な兼職

Orangina Schweppes Holding B.V. Director
Pepsi Bottling Ventures LLC Director

選任の理由

これまで海外事業部門、経営企画部門、マーケティング部門、人事部門、サステナビリティ部門等、幅広い部門を強いリーダーシップで牽引してきた実績と、海外での経営経験を含む豊富な事業経験、これら実績と経験に基づく高い見識を有している点を踏まえ、取締役として適任と判断しました。

(注) 小野真紀子氏の現在及び過去10年間の親会社等における地位及び担当は、上記「略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況」に記載のとおりです。

候補者番号

2

シェイカー

ムンドレー

Shekhar Mundlay

チャンドラシェイカー アルウィンド ムンドレー
(Chandrashekhar Arvind Mundlay)

1962年5月1日生

再任



担当

SBF COO
SBFインターナショナル
CEO

所有する
当社株式の数 一株

取締役会への
出席回数

13回 / 13回

取締役
在任期間

2年 (本総会終結時)

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2010年 2 月	PEPSICO INTERNATIONAL - VIETNAM COMPANY (現Suntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd.) CEO	2021年 1 月	Suntory Beverage & Food Asia Pacific CEO
2014年 4 月	Suntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd. CEO	2021年 3 月	当社取締役
2016年 1 月	Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. CEO Beverage Division	2022年 1 月	当社取締役副社長 (現任)
2019年 4 月	Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. CEO	2022年 1 月	当社SBFインターナショナル CEO
		2023年 1 月	当社SBF COO、SBFインターナショナル CEO (現任)

重要な兼職

Suntory Beverage & Food Asia Pacific Chairman
 Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. Director
 PT SUNTORY GARUDA BEVERAGE Commissioner
 Suntory PepsiCo Beverage (Thailand) Co., Ltd. Director
 FRUCOR SUNTORY NEW ZEALAND LIMITED Director
 FRUCOR SUNTORY AUSTRALIA PTY. LIMITED Director
 Orangina Schweppes Holding B.V. Director
 Lucozade Ribena Suntory Limited Director
 Pepsi Bottling Ventures LLC Director

選任の理由

当社グループのCOO、海外事業のCEOとして、強いリーダーシップで事業を牽引してきた実績とアジア地域での豊富な営業・事業経験や経営全般についての高い見識を有している点を踏まえ、取締役として適任と判断しました。

(注) Shekhar Mundlay氏の現在及び過去10年間の親会社等における地位及び担当は、上記「略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況」に記載のとおりです。

候補者番号

3

ない き はち ろう
内 貴 八 郎

1960年4月18日生

新任



所有する
当社株式の数 600株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1979年 4 月	サントリーフーズ株式会社入社	2016年 3 月	当社取締役
2010年 4 月	同社広域営業部長	2016年 3 月	サントリーフーズ株式会社代表取締役社長
2010年 9 月	同社執行役員	2017年 4 月	当社常務執行役員
2011年 3 月	同社取締役	2019年 3 月	サントリーフーズ株式会社代表取締役社長 兼 サントリービバレッジソリューション 株式会社代表取締役社長
2012年 4 月	同社首都圏支社長	2020年 1 月	当社常務執行役員（現任）
2015年 9 月	同社専務取締役	2023年 1 月	当社SBFジャパン社長（現任）
2015年 9 月	同社営業統括本部長		

重要な兼職

サントリーフーズ株式会社取締役会長
サントリービバレッジソリューション株式会社取締役
サントリープロダクツ株式会社取締役

選任の理由

長年にわたり営業部門を強いリーダーシップで牽引してきた実績と、当社グループのジャパン事業の社長としての経営全般についての高い見識を有している点を踏まえ、取締役として適任と判断しました。

(注) 内貴八郎氏の現在及び過去10年間の親会社等における地位及び担当は、上記「略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況」に記載のとおりです。

候補者番号

ピーター

ハーディング

4

Peter Harding

ピーター ジョン ハーディング
(Peter John Harding)

1964年4月24日生

再任



担当

SBFヨーロッパ CEO

所有する
当社株式の数

一株

取締役会への
出席回数

13回／13回

取締役
在任期間

2年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2009年10月	GlaxoSmithKline plc General Manager SVP Consumer Healthcare GB&Ireland	2018年 8月	Suntory Beverage & Food Europe CEO (現任)
2014年 1月	Lucozade Ribena Suntory Limited COO	2021年 3月	当社取締役 (現任)
		2022年 1月	当社SBFヨーロッパ CEO (現任)

重要な兼職

Suntory Beverage & Food Europe CEO
Orangina Schweppes Holding B.V. Director
Lucozade Ribena Suntory Limited Director
Pepsi Bottling Ventures LLC Director

選任の理由

当社グループの欧州事業のCEOとして、強いリーダーシップで事業を牽引してきた実績と欧州地域でのマーケティング部門等における幅広い経験や経営全般についての高い見識を有している点を踏まえ、取締役として適任と判断しました。

(注) Peter Harding氏の現在及び過去10年間の親会社等における地位及び担当は、上記「略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況」に記載のとおりです。

候補者番号

5

みや もり ひろし
宮 森 洋

1961年8月2日生

新任



所有する
当社株式の数 一株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1984年 4 月	サントリー株式会社入社	2015年 4 月	同社 Senior Vice President, Advisor to CEO
2008年 4 月	同社ロンドン支店長	2017年 4 月	サントリーホールディングス株式会社 執行役員（現任）
2009年12月	Orangina Schweppes Holdings S.à r.l. (組織再編により現Orangina Schweppes Holding B.V.) 副社長COO	2020年 1 月	Beam Suntory Inc. Senior Vice President, Advisor to CEO 兼 サントリーホールディングス 株式会社グローバルARS部長
2014年 4 月	サントリーホールディングス株式会社 戦略開発本部部長	2021年 1 月	サントリーホールディングス株式会社 グローバル事業推進部長、 グローバルARS部長（現任）
2014年 5 月	Beam Suntory Inc. Vice President International Marketing-Suntory Brands		

重要な兼職

サントリーホールディングス株式会社執行役員

選任の理由

サントリーグループの飲料事業・酒類事業における豊富な海外での経営経験と、これに基づく高い見識は、取締役会の更なる機能強化に資するため、取締役として適任と判断しました。

- (注) 1. 宮森洋氏の現在及び過去10年間の親会社等における地位及び担当は、上記「略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況」に記載のとおりです。
2. 当社は、宮森洋氏が取締役就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

候補者番号

6

いの うえ
井上 ゆかり

1962年4月4日生

再任

社外取締役

独立役員



担当

—

所有する
当社株式の数 3,000株

取締役会への
出席回数

12回／13回

取締役
在任期間

8年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1985年4月	プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク入社	2005年11月	キャドバリー・ジャパン株式会社 (現モンドリーズ・ジャパン株式会社) 代表取締役社長
1995年10月	P&G North Americaマーケティングディレクター		
1998年10月	P&G Northeast Asia フェミニンケア マーケティングディレクター	2013年7月	日本ケロッグ合同会社代表職務執行者社長（現任）
2000年3月	同社フェミニンケア ジェネラルマネジャー	2015年3月	当社社外取締役（現任）
2003年3月	ジャーディンワインズアンドスピリッツ株式会社 (現MHD・モエ・ヘネシー・ディアジオ株式会社) 常務取締役	2020年6月	豊田通商株式会社社外取締役（現任）

重要な兼職

日本ケロッグ合同会社代表職務執行者社長
豊田通商株式会社社外取締役

選任の理由及び期待する役割

長年にわたる企業経営者としての豊富な実績と海外での職務経験等に基づく高い見識を有しており、これまで社外取締役として、当社の重要な経営判断の場において適切な助言及び提言を行ってきた実績を踏まえ、適任と判断しました。引き続き、企業経営者としての経験と見識を生かし、取締役会における、戦略的な助言・監督機能の発揮と、独立した客観的立場で、人事委員会及び特別委員会の委員としての役割を果たしていただくことを期待しております。

(注) 1. 井上ゆかり氏は、社外取締役候補者であります。

2. 当社は、井上ゆかり氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。当社は、本総会において、井上ゆかり氏が再任された場合、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

3. 当社は、井上ゆかり氏を独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。なお、当社グループと井上ゆかり氏が代表職務執行者社長を務める日本ケロッグ合同会社との間には取引はございません。また、当社グループと井上ゆかり氏が2013年6月末日まで所属していたキャドバリー・ジャパン株式会社（現モンドリーズ・ジャパン株式会社）との間には、食品関連の取引がございますが、その取引金額は双方の連結売上収益の1%に満たず、独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名全員が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。また、監査等委員である取締役各氏において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位 他の会社における地位等	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数
1 再任	 山崎 雄 嗣	常勤監査等委員	13回/13回	13回/13回
2 再任	 増山 美 佳	社外 独立 監査等委員である社外取締役 増山&Company合同会社代表社員社長	13回/13回	13回/13回
3 新任	 三村 まり子	社外 独立 西村あさひ法律事務所弁護士 (オブカウンセル)	-	-

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、全ての監査等委員である取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「会社員の状況」の「取締役の氏名等」に記載のとおりです。各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期中中に同様の内容で更新することを予定しております。
3. 上記の取締役会出席回数に記載の回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

候補者番号

1

やまざき ゆうじ
山崎 雄嗣

1957年7月17日生

再任



取締役会への
出席回数

13回／13回

所有する
当社株式の数

2,200株

監査等
委員会への
出席回数

13回／13回

監査等
委員である
取締役在任期間

2年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1980年 4月 サントリー株式会社入社
2005年 3月 同社経営企画部長
2009年 4月 サントリーホールディングス株式会社
執行役員
2009年 4月 同社経営企画部長
2011年 1月 当社常務取締役
2011年 1月 当社経営企画部長
2011年 9月 当社経営企画部長、管理本部長
2012年 3月 当社専務取締役
2012年 4月 当社国際事業部長
2012年 4月 サントリーホールディングス株式会社
常務執行役員
2013年 4月 当社食品事業本部副本部長、
ブランド戦略部長

2014年 4月 サントリーホールディングス株式会社
常務執行役員
2014年 4月 同社経営企画本部長、経営管理本部担当
2015年 1月 サントリーワインインターナショナル株式会社
(現サントリー株式会社) 代表取締役社長
2015年 1月 サントリー酒類株式会社
(現サントリー株式会社) 取締役
2017年 4月 サントリーBWS株式会社
(現サントリー株式会社) 取締役
2018年 3月 当社取締役専務執行役員
2018年 4月 当社経営戦略・管理本部長
2019年 4月 当社コーポレートマネジメント本部長
2020年 1月 当社コーポレートマネジメント本部長、
サステナビリティ・広報担当
2021年 3月 当社常勤監査等委員である取締役(現任)

重要な兼職

サントリーフーズ株式会社監査役
サントリープロダクツ株式会社監査役

選任の理由

経営企画、人事、法務等の部門長としての豊富な経験に基づく高い見識を有しており、常勤監査等委員である取締役として当社の経営執行の監査を行うとともに、当社の重要な経営判断の場において適切な助言及び提言を行ってきた実績を踏まえ、監査等委員である取締役として適任と判断しました。

- (注) 1. 山崎雄嗣氏の現在及び過去10年間の親会社等における地位及び担当は、上記「略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況」に記載のとおりです。
2. 当社は、山崎雄嗣氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。当社は、本総会において、山崎雄嗣氏が再任された場合、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

2

ます やま み か
増山 美佳

1963年1月6日生

再任

社外取締役

独立役員



取締役会への
出席回数

13回／13回

所有する
当社株式の数

一株

監査等
委員会への
出席回数

13回／13回

監査等
委員である
取締役在任期間

6年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1985年 4月	日本銀行入行	2016年10月	増山&Company合同会社代表社員社長（現任）
1991年 9月	Cap Gemini Sogeti 国際マーケティングディレクター	2017年 3月	当社監査等委員である社外取締役（現任）
1992年11月	ジェミニ・コンサルティング・ジャパン シニア・コンサルタント	2017年 4月	立命館大学大学院経営管理研究科客員教授
1997年 6月	エゴンゼンダー株式会社入社	2019年 3月	コクヨ株式会社社外取締役（現任）
2004年 1月	同社パートナー	2019年 6月	鴻池運輸株式会社社外取締役（現任）
		2021年 4月	立命館大学大学院経営管理研究科客員教授（現任）

重要な兼職

増山&Company合同会社代表社員社長
コクヨ株式会社社外取締役
鴻池運輸株式会社社外取締役

選任の理由及び期待する役割

コーポレート・ガバナンス、人材・組織、M&A等の分野における豊富なコンサルティング経験及び見識と、経営・経済に関するグローバルな知見を有しており、これまで監査等委員である取締役として、その専門的見地から当社の経営執行の監査を行うとともに、当社の重要な経営判断の場において適切な助言及び提言を行ってきた実績を踏まえ、監査等委員である社外取締役として適任と判断しました。引き続き、コーポレート・ガバナンス、人材育成等の分野に関する経験と見識を生かし、取締役会における、戦略的な助言・監督機能の発揮と、独立した客観的立場で、人事委員会及び特別委員会の委員としての役割を果たしていただくことを期待しております。

(注) 1. 増山美佳氏は、社外取締役候補者であります。

2. 当社は、増山美佳氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。当社は、本総会において、増山美佳氏が再任された場合、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

3. 当社は、増山美佳氏を独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。なお、当社グループと増山美佳氏が代表社員社長を務める増山&Company合同会社との間には取引はございません。

候補者番号

3

み むら こ
三村 まり子

1957年3月22日生

新任

社外取締役

独立役員



所有する
当社株式の数 一株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1992年 4月	弁護士登録	2006年 6月	同社執行役員
1992年 4月	ブラウン・守屋・帆足・窪田法律事務所入所	2010年 1月	ノバルティスホールディングジャパン株式会社取締役
1993年 9月	高石法律事務所入所		
1995年 4月	西村真田法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所	2015年 7月	グラクソ・スミスクライン株式会社取締役
2005年 1月	ジーイー横河メディカルシステム株式会社（現GEヘルスケア・ジャパン株式会社）入社	2018年 6月	株式会社タカラトミー社外取締役（現任）
		2018年 8月	西村あさひ法律事務所入所 現在に至る

重要な兼職

西村あさひ法律事務所弁護士（オブカウンセル）
株式会社タカラトミー社外取締役

選任の理由及び期待する役割

弁護士としての経験と、豊富な事業経験に基づく高い見識を踏まえ、監査等委員である社外取締役として適任と判断しました。弁護士としての経験と見識を生かし、取締役会における、戦略的な助言・監督機能の発揮と、独立した客観的立場で、人事委員会及び特別委員会の委員としての役割を果たしていただくことを期待しております。

- (注) 1. 三村まり子氏は、社外取締役候補者であります。
2. 当社は、三村まり子氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
3. 当社は、三村まり子氏を独立役員として、東京証券取引所に届け出る予定であります。なお、当社グループと三村まり子氏がオブカウンセルを務める西村あさひ法律事務所との間には、弁護士業務等の取引がございますが、その取引金額は双方の連結売上収益の1%に満たず、独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本総会開始の時をもって、補欠の監査等委員である取締役 網谷充弘氏の選任の効力が失効しますので、改めて、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。また、監査等委員である取締役各氏において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

あ み た に み つ ひ ろ
網 谷 充 弘

所有する
当社株式の数 一株

1956年6月2日生

略歴及び重要な兼職の状況

1985年4月	弁護士登録	2006年6月	スタンレー電気株式会社社外監査役(現任)
1985年4月	外立法律事務所入所	2013年5月	株式会社ハブ社外監査役(現任)
1989年11月	脇田法律事務所入所	2018年6月	株式会社シグマクシス (現株式会社シグマクシス・ホールディングス) 社外取締役(現任)
1990年3月	島田・瀬野・網谷法律事務所 (現一橋総合法律事務所) 弁護士(現任)		

重要な兼職

一橋総合法律事務所弁護士(パートナー)	株式会社ハブ社外監査役
スタンレー電気株式会社社外監査役	株式会社シグマクシス・ホールディングス社外取締役

選任の理由及び期待する役割

弁護士としての法務関連分野における高度な専門的知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において独立した客観的立場で妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役として適任と判断しました。

- (注) 1. 網谷充弘氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、全ての監査等委員である取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「会社役員の状態」の「取締役の氏名等」に記載のとおりです。網谷充弘氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
3. 網谷充弘氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
4. 網谷充弘氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業の経営に関与された経験はありませんが、同氏の「選任の理由及び期待する役割」に記載のとおり、監査等委員である取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 当社は、網谷充弘氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
6. 当社は、網谷充弘氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏を独立役員として、東京証券取引所に届け出る予定であります。

(ご参考) 取締役スキル・マトリックス

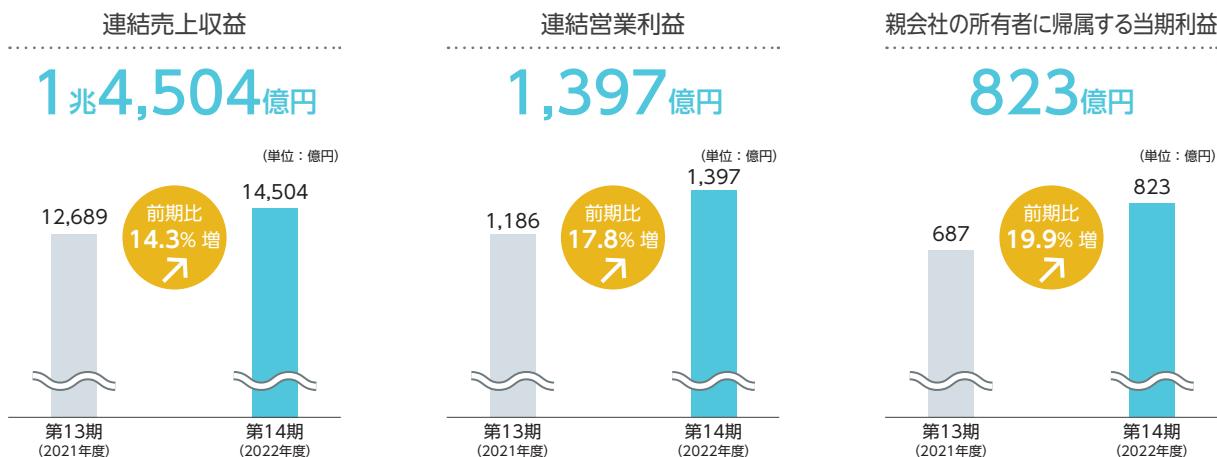
※本総会後（予定）

氏名・生年月日	役職等*	性別	国籍	専門領域	在任期間*
小野 真紀子 1960年3月16日生	代表取締役社長 人事委員会委員長	女性	日本	企 国 マ サ コ 人	0年
Shekhar Mundlay 1962年5月1日生	取締役副社長 SBF COO SBFインターナショナル CEO	男性	インド	企 国 営	2年
内貴 八郎 1960年4月18日生	取締役専務執行役員 SBFジャパン 社長	男性	日本	企 営	0年
Peter Harding 1964年4月24日生	取締役 SBFヨーロッパ CEO	男性	イギリス	企 国 マ	2年
宮森 洋 1961年8月2日生	取締役	男性	日本	企 国	0年
井上 ゆかり 1962年4月4日生	社外取締役（独立役員） 人事委員会委員 特別委員会委員	女性	日本	企 国 マ	8年
山崎 雄嗣 1957年7月17日生	常勤監査等委員 人事委員会委員	男性	日本	企 国 財 サ コ 人	2年
増山 美佳 1963年1月6日生	社外取締役（独立役員） 監査等委員 人事委員会委員 特別委員会委員長	女性	日本	国 コ 人	6年
三村 まり子 1957年3月22日生	社外取締役（独立役員） 監査等委員 人事委員会委員 特別委員会委員	女性	日本	企 国 コ	0年

企 企業経営
 国 国際性
 マ マーケティング
 営 営業
 財 財務会計
 サ サステナビリティ
コ コーポレートガバナンス・リスクマネジメント
人 人材育成

1 グループの現況に関する事項

① 事業の経過及びその成果



当社グループは、お客さまの嗜好・ニーズを捉えた上質でユニークな商品を提案し、お客さまとともに新たなおいしさ、健やかさ、楽しさを創造し続けそれぞれの市場で最も愛される会社となることを目指すという考えのもと、ブランド強化や新規需要の創造に注力したほか、品質の向上に取り組みました。また、各エリアにおいて事業構造改革を進め、収益力の強化にも取り組みました。

2022年は、主要国における需要回復を着実に捉え、年初より全セグメントでコアブランドへの集中活動を継続した結果、主要国において引き続きシェアを拡大しました。

売上収益は、全セグメントでの販売数量の増加に加え、日本及び海外における価格改定を含めたRGM（レベニューグロスマネジメント）が寄与し、当社グループ合計で過去最高を達成しました。日本、米州に加えて、ベトナムとフランスで売上収益1,000億円超えを達成し、海外での収益基盤がより強化されました。

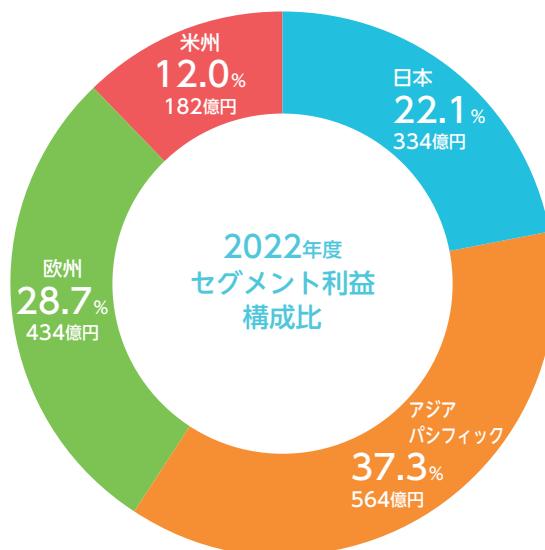
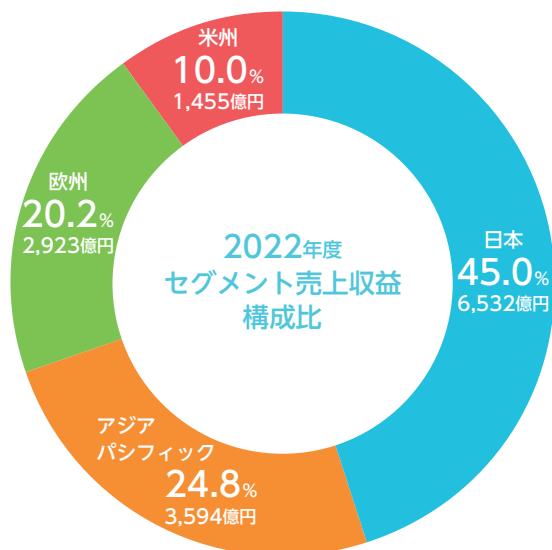
営業利益は、原材料価格・エネルギー価格の高騰及び為替変動によるコスト増の影響を受けましたが、売上収益の伸長とコスト削減活動の徹底により吸収したことに加え、事業ポートフォリオ見直しによる譲渡損益、構造改革費用の計上を含め、当社グループ合計で増益を達成しました。

当期の連結売上収益は1兆4,504億円（前期比14.3%増、為替中立8.1%増）となりました。連結営業利益は1,397億円（前期比17.8%増、為替中立9.5%増）となりました。また、親会社の所有者に帰属する当期利益は823億円（前期比19.9%増、為替中立13.2%増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりです。

なお、当社は、海外事業の迅速な変革の加速と一体経営を行うべく、2022年1月1日付で海外組織の改組を実施し、「SBFインターナショナル」を新設しました。これに伴う報告セグメントの変更はございません。

(ご参考) 2022年度 セグメント売上収益・セグメント利益



セグメント名	日本 事業	アジアパシフィック 事業	欧州 事業	米州 事業	調整額	合計
セグメント売上収益 (億円)	6,532	3,594	2,923	1,455	—	14,504
セグメント利益 (億円)	334	564	434	182	△118	1,397

セグメント情報

日本事業

セグメント売上収益

6,532億円

前期比3.7%増

セグメント利益

334億円

前期比18.4%減



第2四半期以降の需要の回復が継続する中、第4四半期において、10月から実施した価格改定による影響を受けたことにより、2022年の清涼飲料市場は前期微増（当社推定）にとどまりました。引き続き水・コーヒー・無糖茶カテゴリーを中心にコアブランド強化に取り組み、新商品発売やマーケティング活動が貢献した結果、当社販売数量は前期を大きく上回り、2022年において過去最高の販売数量を達成するとともに、市場シェアを更に拡大しました。ブランド別には、「サントリー天然水」、「伊右衛門」及び「GREEN DA・KA・RA」が、2022年において、過去最高の販売数量となりました。「BOSS」は、ブランド全体の販売数量が前期並みとなりました。発売30周年を迎え、“働く人の相棒”として「BOSS」ならではのマーケティング活動を展開しました。特定保健用食品・機能性表示食品の販売数量は、4月にリニューアルを実施した「特茶」が引き続き好調に推移したことに加え、「伊右衛門 濃い味（機能性表示食品）」、「サントリー烏龍茶OTTP（機能性表示食品）」がともに増分に寄与しました。

売上収益は、販売数量の増加によりチャネル構成悪化の影響を吸収したことや、10月からの価格改定効果が寄与し、増収となりました。

セグメント利益については、売上収益の伸長やサプライチェーンのコスト削減活動を含めたコストマネジメントを徹底したことにより増分利益を獲得しましたが、原材料市況の高騰及び為替の円安影響が想定を大きく上回ったことを受け、減益となりました。

日本事業の売上収益は6,532億円（前期比3.7%増）、セグメント利益は334億円（前期比18.4%減）となりました。

アジアパシフィック事業

セグメント売上収益

3,594億円

前期比21.4%増 ↗

セグメント利益

564億円

前期比42.0%増 ↗



アジアパシフィックでは、清涼飲料事業及び健康食品事業のコアブランド集中活動を継続しました。特に、ベトナムの力強い伸長が、事業を大きく牽引しました。

売上収益は、販売数量の伸長に加え、年初より主要市場において機動的な価格改定を実施したことも寄与し、大幅な増収となりました。

セグメント利益については、売上収益の伸長により原材料価格高騰の影響を吸収したことに加え、第2四半期におけるオセアニアのフレッシュコーヒー事業の譲渡を含めた事業ポートフォリオの見直しによる譲渡損益の計上により、大幅な増益となりました。

主要国別には、ベトナムでは、主力のエネルギードリンク「Sting」、茶飲料「TEA+」を含め、主要ブランドの販売数量が大きく伸長し、シェアを拡大しました。タイでは低糖製品を含め「Pepsi」が好調に推移し、炭酸カテゴリーの販売数量が伸長しました。健康食品事業では、高インフレに伴う需要減の影響を受ける中、主力の「BRAND'S Essence of Chicken」に引き続き注力し、10月のリニューアル実施やマーケティング活動を強化しました。オセアニアでは、主力ブランドであるエネルギードリンク「V」へのマーケティング活動強化により、ニュージーランド及びオーストラリアで引き続き販売数量が前期を上回りました。

アジアパシフィック事業の売上収益は3,594億円（前期比21.4%増、為替中立8.3%増）、セグメント利益は564億円（前期比42.0%増、為替中立28.6%増）となりました。

欧州事業

セグメント売上収益

2,923億円

前期比24.5%増 ↗

セグメント利益

434億円

前期比21.5%増 ↗



欧州では、年初より需要拡大が継続したことや、好天の影響もあり、フランス、英国、スペインともに販売数量が伸長しました。

価格改定も寄与し、売上収益は大幅な増収となりました。

セグメント利益については、原材料価格及びエネルギー価格高騰の影響が更に拡大しましたが、売上収益の伸長及びコスト削減活動により吸収し、大幅な増益となりました。

主要国別には、フランスでは、好天の影響に加えて、家庭用及び業務用において堅調な需要が継続しました。主力ブランド「Oasis」、[Schweppes]及び「Orangina」の販売数量が二桁増と大きく伸長し、シェアを拡大しました。英国では、主力ブランド「Lucozade」が堅調に推移しました。スペインでは、業務用の需要回復が本格化したことを受け、主力ブランド「Schweppes」の販売数量が大きく伸長しました。

欧州事業の売上収益は2,923億円（前期比24.5%増、為替中立17.0%増）、セグメント利益は434億円（前期比21.5%増、為替中立14.1%増）となりました。

米州事業

セグメント売上収益

1,455億円

前期比34.1%増 ↗

セグメント利益

182億円

前期比36.6%増 ↗



米州では、主力炭酸ブランドや伸長する非炭酸カテゴリーの活動を強化したことにより、販売数量が引き続き堅調に推移しました。

売上収益は、価格改定を含めたRGMも寄与し、大幅な増収となりました。

セグメント利益については、売上収益の伸長により、原材料価格並びに物流費及び人件費高騰の影響を吸収し、大幅な増益となりました。

米州事業の売上収益は1,455億円（前期比34.1%増、為替中立12.0%増）、セグメント利益は182億円（前期比36.6%増、為替中立14.0%増）となりました。

② 対処すべき課題

当社グループは、「水と生きる」を掲げる会社として、自然を大切に、社会を潤し、そして新たな挑戦を続けることを約束します。

また、ビジョンを「お客さまとともに 新たなおいしさ、健やかさ、楽しさを創造し続け それぞれの市場で最も愛される会社となることを目指します」と定めています。

中期経営戦略及び中期経営計画は次のとおりです。

中期経営戦略

グローバル飲料業界において、消費者トレンドの一步先をいく、ユニークなポジションの確立を目指します。

「既存事業で市場を上回る成長」に加え、「新規成長投資による増分獲得」により、2030年売上2.5兆円を目指します。

また、売上成長を上回る利益成長の実現を目指します。

この目標を達成するために、以下の重点項目を中心に積極的に事業展開していきます。

<成長戦略>

First Mover - オーガニック成長

- コアブランド イノベーション
- 新カテゴリーの創造

Game Changer - 非連続な成長

- 新市場、新飲料モデルの開発
- M&Aを積極的に推進

成長を支える取組み

- センター オブ エクセレンスとDXの推進
- アジアパシフィックリージョンの新設

<構造改革>

- 日本の自販機事業構造改革
- 欧州業務用ビジネス構造改革

上記に加え、サステナビリティ経営を推進することで、地域社会へ貢献していきます。

中期経営計画 (2021-2023)

中期経営戦略に基づく2023年までの目標は以下のとおりです。

オーガニック成長

(2020年を起点、為替中立)

売上収益

平均年率1桁台半ばの成長

営業利益

平均年率10%以上の成長

営業利益率

2023年 10%以上

※2022年には、売上収益、営業利益で2019年水準を超える

成長投資

成長投資 (M&Aを含む) に重点をおく

- 最大ネットD/Eレシオ1倍が投資上限目安 (約7,000億円)
- 足元では2,000-3,000億円規模を投資枠として設定

2023年は、変動の激しい外部環境が続く想定のもと、たゆみなく事業構造を進化させ、ダイバーシティに富む新経営体制のもと、グローバルで更なる攻勢を仕掛けていきます。コアブランドイノベーションを加速させ、更なる売上成長を目指します。厳しいコスト環境が継続する想定のもと、売上収益の伸長及びサプライチェーンのコスト削減活動の徹底により、利益体質を改善させ、増益を目指します。

加えて、持続的な成長に向けて、引き続きM&A等の投資機会の探索、生産設備の増強、サステナビリティへの取組み・投資強化等、積極的に投資していきます。

サステナビリティの取組みとしては、「人と自然と響きあう」という使命のもと、「環境目標2030」達成に向けた「水」と「温室効果ガス」に関する活動、及び「プラスチック基本方針」に掲げた活動を強化していきます。

日本事業

「コアブランドの成長加速」、「自販機事業の構造改革」、「サプライチェーン構造革新」を事業戦略の重点領域とし、売上収益と利益を成長させていきます。マーケティング活動においては、引き続き「サントリー天然水」、「BOSS」、「伊右衛門」、「GREEN DA・KA・RA」及び「特茶」への活動を更に強化していきます。「サントリー天然水」は、独自のブランド価値である“清冽なおいしさ”を引き続き訴求していくことに加え、フレーバーウォーターの活動も強化していきます。「BOSS」は、“コーヒーシリーズ”と“紅茶シリーズ”2本柱の「クラフトボス」で更に活動を強化していきます。缶コーヒーも、ヘビーユーザーの活性化に向けてマーケティング活動を強化していきます。「伊右衛門」は、更なるブランド成長に向けて、「伊右衛門」、「伊右衛門 濃い味」、「伊右衛門 京都ブレンド」の活動を強化していきます。「特茶」は飲用習慣化の実現に向けて、一層マーケティング活動を強化するとともに、「特茶」独自の機能を訴求していきます。

アジアパシフィック事業

アジアパシフィックでは、コアブランドイノベーション及び価格改定を含むRGMによる売上収益の更なる成長を目指します。売上収益の伸長及び生産設備の増強等、コスト削減活動の徹底により、原材料価格・エネルギー価格の高騰によるコスト増を吸収していきます。

ベトナムでは、需要の更なる拡大を踏まえ、エナジードリンク「Sting」や茶飲料「TEA+」等の主力ブランドの更なる成長を図るとともに、営業活動強化にも継続して取り組みます。タイでは、ペプシブランドの強化や生産効率の更なる向上に加えて、高まる健康志向への需要の取り込みに向け、引き続き低糖商品の強化にも取り組みます。健康食品においては、主力の「BRAND'S Essence of Chicken」のマーケティング活動を強化します。オセアニアでは、引き続き主力ブランドであるエナジードリンク「V」に注力します。

欧州事業

欧州では、コアブランドイノベーションの継続及び価格改定を含むRGMの徹底により、売上収益の成長を目指します。売上収益の伸長やコスト削減活動及び事業構造改革を継続させることにより、更なるコスト増の影響を吸収していきます。

フランスでは、「Oasis」、「Schweppes」のマーケティング強化に取り組みます。英国では、「Lucozade Energy」への集中投資により、エナジーカテゴリー市場でのシェア拡大を目指します。スペインでは、「Schweppes」を家庭用市場及び業務用市場で活動を強化していくとともに、業務用ビジネスの構造改革を更に推進していきます。

米州事業

主力である炭酸カテゴリーの強化を進めるとともに、伸長する非炭酸カテゴリーの更なる拡大に取り組みます。また、価格政策やサプライチェーンの更なる強化を進め、売上収益と利益の成長を加速していきます。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(ご参考) サステナビリティの取り組み

サントリーグループは、企業理念に掲げる「人と自然と響きあう」の実現を目指し、グローバルにサステナビリティ経営を推進しています。

🌊 「環境ビジョン2050」・「環境目標2030」

サントリーグループは、サステナビリティ経営に、より明確な方向性を与えるため、「環境ビジョン2050」及び「環境目標2030」を策定しています。



当社を含むサントリーグループ全体の活動が評価され、サントリーホールディングス(株)が「CDP気候変動2022 Aリスト企業」「CDP水セキュリティ2022 Aリスト企業」に選定されました。

「環境ビジョン2050」

1. 水のサステナビリティ

- 全世界の自社工場*1での水使用を半減*2
- 全世界の自社工場*1で取水する量以上の水を育むための水源や生態系を保全
- 主要な原料農作物における持続可能な水使用を実現
- 主要な事業展開国において「水理念」を広く社会と共有

2. 気候変動対策

- 2050年までに、バリューチェーン全体で、温室効果ガス排出の実質ゼロを目指す
省エネルギー活動の推進、再生可能エネルギーの積極的な導入、次世代インフラの利活用およびバリューチェーンのステークホルダーとの協働を通じ脱炭素社会の実現に向けて取り組む

※1 製品を製造するサントリーグループの工場

※2 2015年における事業領域を前提とした原単位での削減

「環境目標2030」

1. 水

【工場節水】

自社工場*1の水使用量の原単位をグローバルで35%削減*2。特に水ストレスの高い地域においては、水課題の実態を評価し、水総使用量の削減の必要性を検証。

【水源涵養】

自社工場*1の半数以上で、水源涵養活動により使用する水の100%以上をそれぞれの水源に還元。特に水ストレスの高い地域においてはすべての工場で上記の取り組みを実施。

【原料生産】

水ストレスの高い地域における水消費量の多い重要原料*3を特定し、その生産における水使用効率の改善をサプライヤーと協働で推進。

【水の啓発】

水に関する啓発プログラムに加えて、安全な水の提供にも取り組み、合わせて100万人以上に展開。

2. 温室効果ガス (GHG)

- 自社拠点でのGHG排出量を50%削減*4
- バリューチェーン全体におけるGHG排出量を30%削減*4

※1 製品を製造するサントリーグループの工場

※2 2015年における事業領域を基準とする

※3 コーヒー、大麦、ブドウ

※4 2019年の排出量を基準とする

水

サントリー天然水 南アルプス白州工場が、工場周辺流域の持続可能な水利用に関する「Alliance for Water Stewardship」認証を2022年に取得しました。2018年にサントリー天然水 奥大山ブナの森工場が日本で初めて取得、2019年にはサントリー九州熊本工場が取得し、今回の取得は日本で3番目となります。

サントリーグループの製品は水の恵みによって支えられています。「水と生きる」企業として、事業の生命線ともいえる豊かな「水」を守るための水源涵養活動「サントリー 天然水の森」は、2023年20周年を迎えます。この「天然水の森」活動は、水のサステナビリティを守るだけでなく、生物多様性が豊かな森づくりにも貢献しています。今後もこの活動を一層深化させ、生物多様性の再生、持続可能な社会の実現に向けたサステナビリティ経営を更に推進していきます。



サントリー天然水 南アルプス白州工場

温室効果ガス(GHG)

サントリーグループは、2022年4月から、日本国内の飲料・食品及び酒類事業に関わる全ての生産研究拠点で購入する電力に再生可能エネルギーを導入し、その後、米州・欧州への導入も完了しました。この結果、日本・米州・欧州の飲料・食品及び酒類事業に関わる全ての生産研究拠点で購入する電力は、2022年中に100%再生可能エネルギー化され、温室効果ガス排出量を、66拠点で年間約23万トン削減*しました。

※ 2021年の購入電力量実績に基づく



サントリー天然水 北アルプス信濃の森工場

プラスチック

サントリーグループは、2030年のサントリーグループ目標“リサイクル素材あるいは植物由来素材のみを使用し、化石由来原料の新規使用をゼロにする”という「ペットボトルの100%サステナブル化*」実現へ向け、様々な活動に取り組んでいます。

日本では、2022年3月より、ペットボトルは資源として何度も循環できることを伝える新ロゴマーク『ボトルは資源！サステナブルボトルへ』を国内ペットボトル全商品へ順次展開し、啓発活動等消費者の皆様とのコミュニケーションを強化しています。欧州においても、イギリスの「Ribena」、フランスの「May Tea」「Pulco」に加え、2022年には、イギリス及びアイルランドで「Lucozade Sport」にも100%サステナブルボトルを導入しました。また、アジアにおいては、ベトナムで2022年に当社アジア地域として初の100%サステナブルボトルを導入しました。

※ リサイクル素材あるいは植物由来素材のみを使用したペットボトル



DEI推進への取組み

サントリーグループでは、サントリーグループ企業倫理綱領において、多様な価値観の存在を受け入れ、事業活動を行うことを掲げています。

また、誰もがサントリー社員としての自覚と誇りを持ち、自分らしくいきいきと働ける職場、仲間の個性や多様性を強みとして活かす組織の実現に向け、2021年より新たに「DEI Vision Statement」にて、「一人ひとりが特別な存在であること、DiversityとEquityを受け入れ、Inclusion文化を創造すること、私たち全員が自分らしくあり続けることが、仲間、お客様、社会への貢献に繋がる」ことを宣言しています。

そのための「Strategic Pillars」として、DIVERSITY溢れる職場、INCLUSIVEな職場、お客様地域社会の3つを掲げ、サントリーグループ全体でDEIを推進しています。

この考え方のもと、当社においても多様な人材、多様な価値観を活かすDEI推進を基本方針として、様々な施策に積極的に取り組んでいます。

健康経営への取組み

当社は「健康経営優良法人2022（大規模法人部門）ホワイト500」に認定されました。

社員一人ひとり、そしてご家族が心身ともに「健やか」でいることが、充実した毎日の生活、やりがいをもって働くことに繋がり、当社が目指すSBF Visionの実現への原動力となると考え、2016年よりスタートした「健康経営」を推進しています。

また、企業の健康経営をサポートするアプリ「SUNTORY+」（サントリープラス）の展開、小学校・企業に向けた「GREEN DA・KA・RA 熱中症対策啓発活動」を通して、自社のみならず「社会の健康への貢献」を積極的に行っており、多くの導入企業様、団体より高く評価いただいております。



③ 財産及び損益の状況

区 分		第11期 2019年度	第12期 2020年度	第13期 2021年度	第14期 (当期) 2022年度
売上収益	(百万円)	1,299,385	1,178,137	1,268,917	1,450,397
営業利益	(百万円)	113,948	96,177	118,568	139,688
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	68,888	52,212	68,676	82,317
基本的 1 株当たり当期利益	(円)	222.94	168.97	222.25	266.40
資本合計	(百万円)	837,565	859,556	943,952	1,060,104
1 株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	2,448.44	2,529.95	2,785.09	3,123.69
資産合計	(百万円)	1,567,299	1,574,251	1,676,926	1,783,349

④ 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

当社グループは、ミネラルウォーター、コーヒードリンク、茶系飲料、炭酸飲料、スポーツ飲料、特定保健用食品等の飲料・食品の製造・販売を行っております。

⑤ 重要な親会社及び子会社の状況

1) 重要な親会社の状況

会社名	持株数	議決権比率	事業上の関係
サントリーホールディングス株式会社	183,800千株	59.4%	ブランドロイヤリティの支払、原材料立替払い等

(注) 当社は、親会社との重要取引・行為等を実施するに当たっては、社内規程に従い、当該重要取引・行為等を実施する部署において、また、法務部門及び財務・経理部門において、親会社からの独立性の観点も踏まえ、必要性・合理性、条件等の妥当性、公正性について、事前に確認を行っております。更に、親会社グループから独立した独立社外取締役3名により構成される特別委員会の事前審議・答申を経た上で、取締役会において、必要性・合理性、条件等の妥当性、公正性について十分に審議した上で意思決定を行っております。事前の審議に加え、事後、審議の内容に基づいて実施されたかどうかについて、社内規程に従い、法務部門、財務・経理部門、内部監査部門によるチェックと、監査等委員会による監査を実施しております。更に、特別委員会及び取締役会に実施状況を報告し、実施結果を確認しております。これらの手続きを踏まえて検討した結果、当社取締役会は、親会社との重要取引・行為等が、必要性・合理性、条件等の妥当性、公正性があるものとして、当社の利益を害することはないと判断しております。

2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
サントリーフーズ株式会社	1,000百万円	100.0%	清涼飲料の販売
サントリービバレッジソリューション株式会社	80百万円	100.0	清涼飲料の販売
株式会社ジャパンビバレッジホールディングス	100百万円	82.7	清涼飲料の販売
サントリープロダクツ株式会社	1,000百万円	100.0	清涼飲料の製造
Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd.	982,996千シンガポールドル	100.0	東南アジア地域等における飲料・食品事業の戦略構築とグループ統括
Suntory Beverage & Food International (Thailand) Co., Ltd.	250百万タイバーツ	100.0	健康食品の製造・販売
PT SUNTORY GARUDA BEVERAGE	198,048百万インドネシアルピア	75.0	清涼飲料の製造・販売
Suntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd.	5,597,429百万ベトナムドン	100.0	清涼飲料の製造・販売
Suntory PepsiCo Beverage (Thailand) Co., Ltd.	16,085,250千タイバーツ	51.0	清涼飲料の製造・販売
FRUCOR SUNTORY NEW ZEALAND LIMITED	446,709千ニュージーランドドル	100.0	清涼飲料の製造・販売
FRUCOR SUNTORY AUSTRALIA PTY. LIMITED	249,200千オーストラリアドル	100.0	清涼飲料の販売
Orangina Schweppes Holding B.V.	18千ユーロ	100.0	清涼飲料の製造・販売
Lucozade Ribena Suntory Limited	602百万英ポンド	100.0	清涼飲料の製造・販売
Pepsi Bottling Ventures LLC	215,554千米ドル	65.0	清涼飲料の製造・販売

- (注) 1. 議決権比率は間接保有を含む比率であります。
2. 当社及び当社の子会社である株式会社ジャパンビバレッジホールディングスが、サントリービバレッジソリューション株式会社の発行済株式の全てを保有しております。
3. Suntory Beverage & Food International (Thailand) Co., Ltd.は、2022年3月1日付で、旧商号BRAND'S SUNTORY INTERNATIONAL CO., LTD.から現在の商号に変更しました。
4. 当社は、Suntory PepsiCo Investment B.V.の発行済株式の51.0%を保有しており、同社がSuntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd.の発行済株式の全てを保有しております。

⑥ 主要な営業所及び工場等 (2022年12月31日現在)

1) 当社

本 社	研究所
東京都港区芝浦三丁目1番1号	商品開発センター (神奈川県川崎市)

2) 子会社

セグメント名	会社名	主要拠点
日本	サントリーフーズ株式会社	本社 東京都港区 営業所 首都圏支社 (東京都港区) 等
	サントリービバレッジソリューション株式会社	本社 東京都新宿区 営業所 首都圏第一支社 (東京都新宿区) 等
	株式会社ジャパンビバレッジホールディングス	本社 東京都新宿区
	サントリープロダクツ株式会社	本社 東京都港区 工場 榛名工場 (群馬県渋川市) 等
アジア パシフィック	Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd.	本社 シンガポール
	Suntory Beverage & Food International (Thailand) Co., Ltd.	本社 タイ バンコク
	PT SUNTORY GARUDA BEVERAGE	本社 インドネシア ジャカルタ
	Suntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd.	本社 ベトナム ホーチミン
	Suntory PepsiCo Beverage (Thailand) Co., Ltd.	本社 タイ バンコク
	FRUCOR SUNTORY NEW ZEALAND LIMITED	本社 ニューージーランド オークランド
欧州	Orangina Schweppes Holding B.V.	本社 オランダ アムステルダム
	Lucozade Ribena Suntory Limited	本社 イギリス ロンドン
米州	Pepsi Bottling Ventures LLC	本社 アメリカ ノースカロライナ

⑦ 従業員の状況 (2022年12月31日現在)

セグメント名	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
日本	9,561 [673]	192[△ 75]
アジアパシフィック	7,731 [445]	△744[4]
欧州	3,337 [114]	9[△ 5]
米州	2,741 [62]	173[12]
全社 (共通)	115 [-]	△11[-]
合計	23,485[1,294]	△381[△ 64]

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時従業員数は [] 内に最近1年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

⑧ 主要な借入先の状況 (2022年12月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
農林中央金庫	29,000
ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・ バンキング・コーポレーション・リミテッド	13,003
株式会社三菱UFJ銀行	10,000

⑨ 資金調達の状況

該当事項はありません。

⑩ 設備投資の状況

当期の設備投資額は、654億円であります。セグメント別の設備投資額の内訳は次のとおりであります。

セグメント名	設備投資額 (百万円)
日本	30,556
アジアパシフィック	17,923
欧州	9,749
米州	7,159
合計	65,388

1) 当期中に完成した主要な設備

該当事項はありません。

2) 当期継続中又は計画中の主要設備の新設等

セグメント名	設備投資の内容
日本	サントリープロダクツ株式会社サントリー天然水北アルプス信濃の森工場における製造ラインの増設
アジアパシフィック	FRUCOR SUNTORY AUSTRALIA PTY. LIMITED新工場の建設
欧州	Orangina Suntory France Production S.a.s Donnery工場併設の物流倉庫の建設
米州	Pepsi Bottling Ventures LLC Western Optimized Warehouseにおける製造ラインの増設

⑪ 重要な企業再編等の状況

2022年1月1日付で当社グループ内の自動販売機事業等の再編手続を実施し、サントリービバレッジサービス株式会社が営む事業及び当該事業に関して有する権利義務を、サントリービバレッジソリューション株式会社等の当社グループ会社に承継させました。

上記再編手続の完了を確認し、サントリービバレッジサービス株式会社の会社としての存立目的がなくなったため、2022年12月1日付で、当社は同社を吸収合併しました。

2 株式に関する事項 (2022年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 480,000,000株
- ② 発行済株式の総数 309,000,000株
- ③ 株主数 39,600名 (前期末比183名増)
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
サントリーホールディングス株式会社	183,800千株	59.4%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	20,014	6.4
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	7,752	2.5
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	5,533	1.7
SMBC日興証券株式会社	4,618	1.4
JPモルガン証券株式会社	3,792	1.2
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	3,737	1.2
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	3,118	1.0
みずほ証券株式会社	2,357	0.7
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	1,897	0.6

(注) 持株比率は、自己株式 (121株) を控除して計算しております。

3 会社役員 の 状況

① 取締役の氏名等 (2022年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当・重要な兼職の状況
代表取締役社長	齋藤和弘	経営全般 FRUCOR SUNTORY NEW ZEALAND LIMITED Director FRUCOR SUNTORY AUSTRALIA PTY. LIMITED Director Suntory Beverage & Food Europe Chairman Orangina Schweppes Holding B.V. Director Pepsi Bottling Ventures LLC Director
取締役副社長	木村稷介	SBFジャパン CEO サントリーフーズ株式会社取締役 サントリービバレッジソリューション株式会社取締役 サントリープロダクツ株式会社取締役
取締役副社長	Shekhar Mundlay	SBFインターナショナル CEO Suntory Beverage & Food Asia Pacific Chairman Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. Director PT SUNTORY GARUDA BEVERAGE Commissioner Suntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd. Director Suntory PepsiCo Beverage (Thailand) Co., Ltd. Director Orangina Schweppes Holding B.V. Director Lucozade Ribena Suntory Limited Director Pepsi Bottling Ventures LLC Director
取締役	Peter Harding	SBFヨーロッパ CEO Suntory Beverage & Food Europe CEO Orangina Schweppes Holding B.V. Director Lucozade Ribena Suntory Limited Director Pepsi Bottling Ventures LLC Director
取締役	有竹一智	サントリーホールディングス株式会社取締役副社長
取締役	井上ゆかり	日本ケロッグ合同会社代表職務執行者社長 豊田通商株式会社社外取締役
常勤監査等委員	山崎雄嗣	サントリーフーズ株式会社監査役 サントリープロダクツ株式会社監査役
監査等委員	内田晴康	TMI総合法律事務所弁護士 (パートナー)
監査等委員	増山美佳	増山&Company合同会社代表社員社長 コクヨ株式会社社外取締役 鴻池運輸株式会社社外取締役

- (注) 1. 井上ゆかり氏、内田晴康氏及び増山美佳氏は社外取締役であります。
 2. 当社は、社外取締役である井上ゆかり氏、内田晴康氏及び増山美佳氏を、独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
 3. 当社は、有竹一智氏、井上ゆかり氏、山崎雄嗣氏、内田晴康氏及び増山美佳氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約により、各氏がその任務を怠ったことにより当社に損失を与えた場合で、かつ、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失のないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対し、責任を負うものとしております。
 4. 山崎雄嗣氏は、経営企画部門における部門長としての豊富な経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 当事業年度末日後における取締役の担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前の担当	異動後の担当	異動年月日
木村 穰介	SBFジャパン CEO	－	2023年1月1日
Shekhar Mundlay	SBFインターナショナル CEO	SBF COO SBFインターナショナル CEO	2023年1月1日

6. 当事業年度末日後における取締役の重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前の重要な兼職	異動後の重要な兼職	異動年月日
齋藤 和弘	FRUCOR SUNTORY NEW ZEALAND LIMITED Director FRUCOR SUNTORY AUSTRALIA PTY. LIMITED Director Suntory Beverage & Food Europe Chairman Orangina Schweppes Holding B.V. Director Pepsi Bottling Ventures LLC Director	Suntory Beverage & Food Europe Chairman	2023年1月1日
木村 穰介	サントリーフーズ株式会社取締役 サントリービバレッジソリューション株式会社取締役 サントリープロダクツ株式会社取締役	サントリーホールディングス株式会社専務執行役員	2023年1月1日
Shekhar Mundlay	Suntory Beverage & Food Asia Pacific Chairman Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. Director PT SUNTORY GARUDA BEVERAGE Commissioner Suntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd. Director Suntory PepsiCo Beverage (Thailand) Co., Ltd. Director Orangina Schweppes Holding B.V. Director Lucozade Ribena Suntory Limited Director Pepsi Bottling Ventures LLC Director	Suntory Beverage & Food Asia Pacific Chairman Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. Director PT SUNTORY GARUDA BEVERAGE Commissioner Suntory PepsiCo Beverage (Thailand) Co., Ltd. Director FRUCOR SUNTORY NEW ZEALAND LIMITED Director FRUCOR SUNTORY AUSTRALIA PTY. LIMITED Director Orangina Schweppes Holding B.V. Director Lucozade Ribena Suntory Limited Director Pepsi Bottling Ventures LLC Director	2023年1月1日

7. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、山崎雄嗣氏を常勤の監査等委員として選定しております。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、専務執行役員及び常務執行役員、並びに、当社国内子会社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が、填補されることとなります。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者自身の損害等は補償の対象としないこととしております。

（ご参考）専務執行役員・常務執行役員の氏名等（2023年1月1日現在）

地 位	氏 名	担 当
専務執行役員	小 野 真紀子	
専務執行役員	内 貴 八 郎	SBFジャパン 社長
専務執行役員	須 田 良 人	生産研究部門統括、MONOZUKURI本部長
常務執行役員	西 本 正 三	SBFジャパン 生産・SCM本部長
常務執行役員	柳 井 慎一郎	SBFジャパン 副社長、SBFジャパン ブランド開発事業部長、クロスリージョン開発推進部担当
常務執行役員	三 野 隆 之	SBFアジアパシフィック CEO
常務執行役員	原 口 昭	コーポレートマネジメント本部長
常務執行役員	及 川 剛	サントリービバレッジソリューション株式会社 代表取締役社長
常務執行役員	稲 田 晴 久	グローバル監査部長 兼 SBFアジアパシフィック Corporate Auditor
常務執行役員	竹 本 晋	SBFジャパン 商品開発部長
常務執行役員	佐 藤 晃 世	SBFジャパン ブランド開発事業部 副事業部長
常務執行役員	大 塚 徳 明	経営企画本部長
常務執行役員	小木曾 茂 樹	サントリーフーズ株式会社 代表取締役社長、営業統括本部長
常務執行役員	吉 村 孝 博	サントリープロダクツ株式会社 代表取締役社長

② 役員等の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、2022年6月15日開催の取締役会において、役員等の報酬等の額の決定に関する方針を次のとおり改定しました。

取締役の報酬等は、その役割と責務にふさわしい水準となるよう、業績及び企業価値の向上に対する動機付けや、優秀な人材の確保に配慮した体系としています。

取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の水準及び指標は、構成員の半数以上を社外取締役としている人事委員会において審議し、人事委員会がその妥当性について取締役会に答申します。

取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の額は、人事委員会の答申を踏まえて、取締役会から一任された代表取締役社長が決定します。監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員が協議のうえ決定します。

取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容が報酬方針に沿うものであるかは、人事委員会において確認します。取締役会は、人事委員会での確認結果をもって、取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容が報酬方針に沿うものと判断します。

業務執行取締役の報酬等は、固定報酬（月次）と業績連動報酬（年次・3月支払い）としています。なお、外国人の業務執行取締役の報酬等については、海外子会社から支給しており、当社の報酬制度の対象外となりますが、固定報酬と業績連動報酬を併用しており、業績連動報酬については、当社連結営業利益を一つの指標としております。

非業務執行取締役の報酬等は、固定報酬（月次）のみとしています。但し、常勤監査等委員については、業績への寄与を勘案し、報酬等として固定報酬に加え業績連動報酬（年次・3月支払い）を支払っています。

業務執行取締役（外国人の業務執行取締役は除く。）の固定報酬と業績連動報酬の支給割合は、優秀な人材を確保しつつ、業績及び企業価値の向上に対する適切な動機付けが図られるようにするための構成割合となるよう、固定報酬を主としつつ、人事委員会で、ベンチマーク企業群の報酬の動向等を勘案し、定期的に審議することとしています。

固定報酬の水準は、職責を考慮し役位に応じて設定しています。

業績連動報酬については、主として連結営業利益（一時的な収支を除く。）を指標とし、標準業績に対する連結営業利益（一時的な収支を除く。）に連結営業利益（一時的な収支を除く。）等の目標達成率を掛け合わせて算定した業績係数に、更に職責・考課の別に応じて設定した業績連動報酬算出テーブルの金額を掛け合わせてその金額を算定しています。

連結営業利益（一時的な収支を除く。）を指標として選択した理由は、当社グループにおいて連結営業利益（一時的な収支を除く。）を継続的な事業活動の結果が反映された指標として重視していること並びに業績及び企業価値の向上への動機付けへ繋がることにあります。

また、当社は退職慰労金制度及びストックオプション制度は有しておりません。

③ 取締役の報酬等の額

区 分	固定報酬		業績連動報酬		合 計 (百万円)
	支給人数 (名)	支給額 (百万円)	支給人数 (名)	支給額 (百万円)	
取締役（監査等委員を除く。） （内社外取締役）	4 (1)	156 (15)	2 (-)	124 (-)	280 (15)
取締役（監査等委員） （内社外取締役）	3 (2)	73 (36)	1 (-)	33 (-)	106 (36)
合 計 （内社外取締役）	7 (3)	229 (51)	3 (-)	157 (-)	387 (51)

- (注) 1. 業績連動報酬は、支払予定額であります。なお、業績連動報酬の主な指標である連結営業利益（一時的な収支を除く。）の目標及び実績については開示していませんが、その基礎となる連結営業利益の予想値は140,500百万円で、実績は139,688百万円であります。
2. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2015年3月27日開催の定時株主総会において年額1,000百万円以内（内社外取締役分は年額100百万円以内。なお、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない。）と決議いただいております。同定時株主総会終結時の取締役（監査等委員を除く。）の人数は8名（内社外取締役1名）であります。
3. 監査等委員の報酬限度額は、2015年3月27日開催の定時株主総会において年額150百万円以内と決議いただいております。同定時株主総会終結時の監査等委員である取締役の人数は3名（内社外取締役2名）であります。
4. 外国人の業務執行取締役2名の報酬等については、海外子会社から支給しておりますので、含まれておりません。
5. 取締役会は、代表取締役社長齋藤和弘氏に対し取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社グループ全体の業績等を踏まえて個人別の報酬等の内容を決定するには、代表取締役社長が適任であると判断したためです。当該権限が適切に行使されるようにするための措置として、取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容が報酬方針に沿うものであるかは、人事委員会において確認しており、取締役会は、人事委員会での確認結果をもって、取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容が報酬方針に沿うものと判断しております。

④ 社外役員に関する事項

1) 他の法人等における重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

各社外取締役の次の兼職先と当社との間にはいずれも特別な関係はありません。

区 分	氏 名	重要な兼職の状況
社外取締役	井 上 ゆかり	日本ケロッグ合同会社代表職務執行者社長 豊田通商株式会社社外取締役
社外取締役 (監査等委員)	内 田 晴 康	TMI総合法律事務所弁護士（パートナー）
社外取締役 (監査等委員)	増 山 美 佳	増山&Company合同会社代表社員社長 コクヨ株式会社社外取締役 鴻池運輸株式会社社外取締役

2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数	発言状況及び社外取締役について果たすことが 期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	井上 ゆかり	12回／13回	－	企業経営者としての経験と見識を生かした発言により、取締役会において、戦略的な助言・監督を行っております。また、独立した客観的立場で、人事委員会及び特別委員会の委員としての役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	内田 晴康	13回／13回	13回／13回	取締役会での助言・監督に加え、特に、弁護士としての経験と見識を生かした発言により、監査等委員会において実効的かつ高度な監査を行っております。また、独立した客観的立場で、人事委員会の委員及び特別委員会の委員長としての役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	増山 美佳	13回／13回	13回／13回	コーポレート・ガバナンス、人材育成等の分野に関する経験と見識を生かした発言により、取締役会における助言・監督、監査等委員会における監査・監督を行っております。また、独立した客観的立場で、人事委員会及び特別委員会の委員としての役割を果たしております。

(注) 上記の取締役会出席回数に記載の回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

4 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	158百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	198百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd.等10社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の計算関係書類の監査(会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けています。

③ 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、持続的な利益成長と企業価値向上につながる戦略的投資及び設備投資を優先的に実行することが、株主の利益に資すると考えています。加えて、株主への適切な利益還元についても経営における最重要課題の一つとして認識し、安定的な配当の維持と将来に備えた内部留保の充実を念頭におき、業績、今後の資金需要等を総合的に勘案した利益還元に努めます。

具体的には、親会社の所有者に帰属する当期利益に対する連結配当性向30%以上を目安に、利益成長による安定的な増配を目指すとともに、中長期的には資金需要や利益成長等の状況によって、配当性向の向上を図ることも検討します。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としています。

中間配当の基準日は、毎年6月30日と定款に定めています。

当社は、不測の事態の発生により、定時株主総会を開催することが困難な状況となっても株主総会決議を要せずに機動的に剰余金の配当等を行うことを可能とするため、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる」旨を定款に定めており、株主総会及び取締役会のいずれにおいても配当等について決議することが可能な体制としています。

連結計算書類 <IFRSにより作成>

連結財政状態計算書 (2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産	
流動資産	606,370
現金及び現金同等物	200,630
売上債権及びその他の債権	270,969
その他の金融資産	3,118
棚卸資産	106,086
その他の流動資産	25,564
非流動資産	1,176,978
有形固定資産	381,511
使用権資産	48,841
のれん	264,573
無形資産	452,444
持分法で会計処理されている投資	1,305
その他の金融資産	14,777
繰延税金資産	6,398
その他の非流動資産	7,125
資産合計	1,783,349

科目	金額
負債	
流動負債	504,160
社債及び借入金	57,996
仕入債務及びその他の債務	384,366
その他の金融負債	34,026
未払法人所得税等	18,098
引当金	1,417
その他の流動負債	8,254
非流動負債	219,083
社債及び借入金	64,752
その他の金融負債	44,987
退職給付に係る負債	13,732
引当金	5,722
繰延税金負債	84,922
その他の非流動負債	4,965
負債合計	723,244
資本	
親会社の所有者に帰属する持分	965,220
資本金	168,384
資本剰余金	182,229
利益剰余金	594,773
自己株式	△0
その他の資本の構成要素	19,834
非支配持分	94,883
資本合計	1,060,104
負債及び資本合計	1,783,349

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上収益	1,450,397
売上原価	△897,879
売上総利益	552,518
販売費及び一般管理費	△420,240
持分法による投資損益	411
その他の収益	19,375
その他の費用	△12,375
営業利益	139,688
金融収益	1,629
金融費用	△2,026
税引前利益	139,291
法人所得税費用	△38,192
当期利益	101,099
当期利益の帰属	
親会社の所有者	82,317
非支配持分	18,781
当期利益	101,099

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

計算書類

<日本基準により作成>

貸借対照表 (2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	347,681
現金及び預金	122,013
売掛金	78,207
商品及び製品	74
仕掛品	958
原材料及び貯蔵品	11,919
前渡金	695
前払費用	995
短期貸付金	114,899
未収入金	14,227
その他	3,691
固定資産	632,312
有形固定資産	59,865
建物	1,491
機械及び装置	2,213
工具、器具及び備品	27,419
土地	27,945
建設仮勘定	68
その他	727
無形固定資産	2,336
ソフトウェア	1,920
のれん	378
その他	36
投資その他の資産	570,110
関係会社株式	554,497
関係会社長期貸付金	9,485
差入保証金	142
長期前払費用	198
前払年金費用	3,918
繰延税金資産	1,800
その他	68
繰延資産	53
社債発行費	53
資産合計	980,047

科目	金額
負債の部	
流動負債	265,891
買掛金	64,904
電子記録債務	12,250
短期借入金	13,003
1年内返済予定の長期借入金	30,000
1年内償還予定の社債	15,000
未払金	12,608
未払費用	15,503
未払法人税等	3,833
預り金	88,615
賞与引当金	2,338
その他	7,833
固定負債	68,639
社債	35,000
長期借入金	29,800
退職給付引当金	3,421
資産除去債務	390
その他	28
負債合計	334,531
純資産の部	
株主資本	646,096
資本金	168,384
資本剰余金	213,425
資本準備金	145,884
その他資本剰余金	67,541
利益剰余金	264,287
その他利益剰余金	264,287
固定資産圧縮積立金	984
特別償却準備金	216
別途積立金	34,982
繰越利益剰余金	228,103
自己株式	△0
評価・換算差額等	△579
その他有価証券評価差額金	33
繰延ヘッジ損益	△613
純資産合計	645,516
負債純資産合計	980,047

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	390,429
売上原価	287,080
売上総利益	103,349
販売費及び一般管理費	92,154
営業利益	11,194
営業外収益	22,992
受取利息	1,510
受取配当金	4,912
固定資産賃貸料	15,837
その他	732
営業外費用	16,306
支払利息	1,316
社債利息	115
固定資産賃貸費用	14,657
その他	217
経常利益	17,880
特別利益	36,359
抱合せ株式消滅差益	19,218
関係会社株式売却益	17,108
その他	32
特別損失	216
減損損失	206
その他	10
税引前当期純利益	54,022
法人税、住民税及び事業税	6,221
法人税等調整額	△575
当期純利益	48,377

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月10日

サントリー食品インターナショナル株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石原伸一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平野礼人

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サントリー食品インターナショナル株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、サントリー食品インターナショナル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月10日

サントリー食品インターナショナル株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石原伸一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平野礼人

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サントリー食品インターナショナル株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月13日

サントリー食品インターナショナル株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 山崎雄嗣 ㊞

監査等委員 内田晴康 ㊞

監査等委員 増山美佳 ㊞

(注) 監査等委員内田晴康及び増山美佳は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

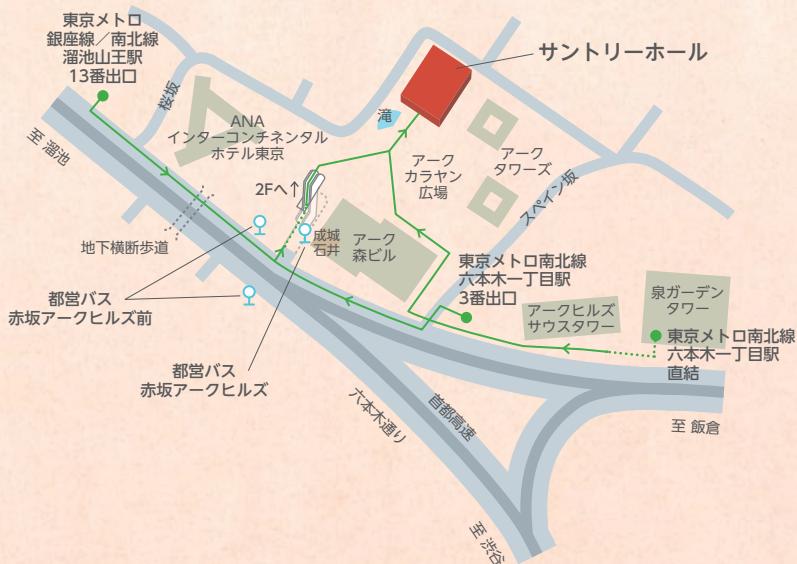
株主総会会場ご案内

会場

サントリーホール 大ホール

東京都港区赤坂一丁目13番1号

本総会終了後、引き続き会場にて、ミニコンサートの開催を予定しております。



交通

電車をご利用の場合

- 東京メトロ南北線
六本木一丁目駅3番出口
改札より徒歩約5分
- 東京メトロ銀座線
溜池山王駅13番出口
改札より徒歩約7分
- 東京メトロ南北線
溜池山王駅13番出口
改札より徒歩約10分

バスをご利用の場合

都営01系統バス (渋谷～新橋)
赤坂アーケヒルズ/赤坂アーケヒルズ前
下車徒歩約2～3分

お願い 専用駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。